

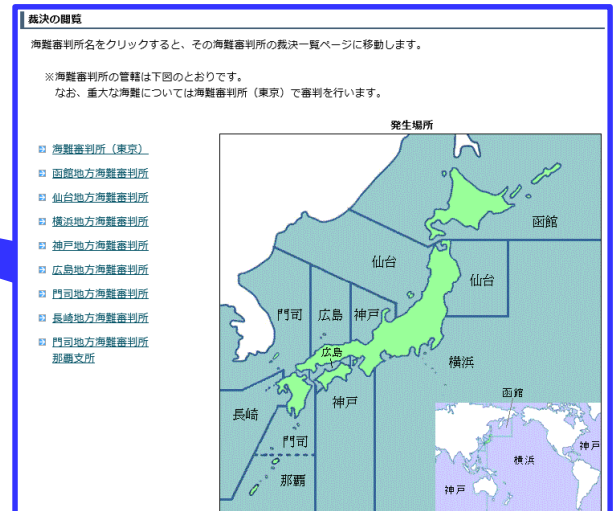
海難防止の取り組み



海難審判所ホームページ（アドレス：<https://www.mlit.go.jp/jmat/>）

海難審判制度の紹介や審判手続の案内を掲載しているほか、約2年分の裁決を言渡し日順に公表（船名、個人名等は非公開）しています。

海難審判所名又は地図上の地方名をクリックすると、その海難審判所の裁決一覧ページに移動します。



JMATニュースレター

主な海難事例について、どのようにして海難が起こったのか、海難の再発防止に向けてどのようなことに注意すべきかなど、解説を加えながら紹介しています。「JMAT」は、海難審判所の英語表記「Japan Marine Accident Tribunal」の頭文字を表しています。

JMATニュースレターは、上記ホームページから閲覧できるほか、メール配信サービスも行っております。配信サービスの申込みはホームページをご覧ください。



《JMAT ニュースレターの発行状況》

第16号	◇特集「安全措置等不十分が指摘された海難」
第15号	◇特集「遊覧中の海難」
第14号	◇特集「狭い水道等で発生した海難」
第13号	◇特集「内航船が関係した海難」
第12号	◇特集「モーターボートによる海難」
第11号	◇特集「遊漁船の海難」
第10号	◇特集「水上オートバイの海難」
第9号	◇特集「内航船が関連する衝突海難」
第8号	◇特集「乗揚海難」
第7号	◇特集「漁船の海難」
第6号	◇特集「居眠り海難」
第5号	◇特集「霧中で発生した海難」
第4号	◇特集「単独で衝突した海難」
第3号	◇特集「見張り不十分で発生した衝突海難」
第2号	◇「平成22年版レポート海難審判」
創刊号	「JMAT ニュースレター」の発刊にあたって ◇特集「霧中海難」

（第16号 特集「安全措置等不十分が指摘された海難」）



社会学習活動への協力

➤ 出前講座

海難審判所では、海難審判制度への理解を深めていただくとともに、裁決事例を基に再発防止策等を紹介することを目的に、職員を講師として派遣する「出前講座」を行っています。

教育機関や企業における安全教育の一環として、ぜひご活用ください。また、リモートによる説明会も可能ですので、お気軽にお問い合わせください。

➤ 審判廷の開放など

海難審判所では、修学旅行や社会科見学で訪れる児童や生徒に対し、業務説明や審判廷の開放を随時行っており、模擬審判の実施のほか、海難審判の仕組み、日本における船の役割や交通ルール等について、わかりやすく資料を用いて説明しています。

訪問を希望される場合は、海難審判所ホームページや電話で、お気軽にお問い合わせください。

※ 海難審判所お問い合わせ (<https://www.mlit.go.jp/jmat/iken/iken.htm>)



海難審判所の取り組み

海難審判所では、理事官の面接調査や海難審判の際、海難関係人又は審判関係人が、遠隔の地に居住しているなどの理由で出頭が困難な場合、最寄りの他の海難審判所に出頭し、映像等の送受信による通話の方法を活用した調査や審判を行っています。



(審判を行う海難審判所の様子)



(最寄りの他の海難審判所の様子)



理事官・審判官の募集

海難審判所では、海難を調査して審判開始の申立てを行い、その後、審判に立ち会って裁決を執行する理事官を、また、海難審判を主宰して裁決を行う審判官を募集しております。